

相談センターニュース

こんなとき、 ご相談ください

貸家を無断で転貸された
滞納家賃を支払ってほしい
敷金を返してくれない
大家が賃料を受取ってくれない
裁判所から訴状が届いた
借金の保証人を頼まれた
英会話学校との契約を止めたい
高額なサイト利用料を請求されている
未公開株を買わされた
購入した車が事故車だった
車の修理代を請求したい
お金を確実に返してもらえ
るか心配だ
マンション管理費を支払って
もらえない
隣の地主と境界について争
いがある
隣の犬に噛まれた
相続人のひとりが行方不明
である
遺言を書きたい
遺留分請求とはどういう請
求？
畑の名義がひいお爺さんの
ままだ
離婚した夫の厚生年金を半
分もらえると聞いたことが
あるが
元夫に財産分与の請求をし
たい
会社をつくりたい
会社の役員を変更したい
売掛金を回収したい
子供に会社の事業を譲りた
い

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください！
司法書士を紹介しています

Q 相続税の制度が変わったそうですね。改正により引き下げられた「基礎控除」とはどのようなものなのですか？

相続税における「基礎控除」とは、遺産の総額から控除することができる金額のことで、遺産総額から基礎控除額を差し引いた額がマイナスとなる場合、相続税の申告をする必要はありません。

平成27年1月1日以降に発生した相続については、改正後の相続税法が適用され、基礎控除の額が次のとおり引き下げられました。

- 改正前
5000万円+相続人の頭数×1000万円
- 改正後
3000万円+相続人の頭数×600万円

遺産総額から基礎控除額を差し引いた金額がプラスとなる場合、仮に配偶者控除等の制度を利用したことにより納付すべき相続税額が0円になる場合であっても、申告そのものは必要となりますので、ご注意ください。

ところで「相続人の頭数」の考え方は基礎控除額に大きな影響を与えるため、正確な理解が必要です。次の3点にご注意ください。

一つめは、相続人の中に相続放棄をした方がいる場合です。家庭裁判所に相続放棄の申述が受理されると相続人としての

地位を失いますが、基礎控除の計算にあたっては「放棄がなかった」とみなされるため、頭数に算入されます。

二つめは、養子の取扱いです。養子も頭数に含まれますが、実子がいないうちは二人まで、実子がいる場合には一人だけしか頭数へ算入されない点にご注意ください。

三つめは、子が親よりも先に死亡している場合で、孫が複数いるようなケースですが、この場合には、代襲相続人にあたる孫の全員が頭数に算入されます。

Q 遺言は誰でもすることができるのですか？ 身体的障害がある場合でも可能ですか？

「遺言をする時」に年齢が15歳に達しており、なおかつ「遺言能力」があれば、誰でも可能です。

「遺言能力」は「自分の行為の結果を判断できる精神的能力」と説明されています。要するに、自分がする遺言がどういう結果をもたらすのかを判断できる程度の精神的能力が必要ということです。

遺言能力の有無の判断は難しいですが、民法が15歳に達していなければ遺言を作成できないと定めていることから、一般的な15歳の精神的能

力を基準に判断することになるでしょう。

遺言をするための要件はこのふたつだけです。それらの要件を満たしている以上、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人であっても遺言をすることができます。

ただし、成年被後見人が遺言をするときは、医師二人以上が立ち会い、成年被後見人が「事理を弁識する能力を欠く状態にない」ことを遺言書に付記して署名押印する等の手続きが必要です。

ここでいう「事理を弁識する能力」とは「遺言

能力」であると考えてよいです。

遺言能力とは、以上のように「精神的能力」のことです。

したがって、視覚、聴覚、言語、その他の身体的障害を負っていることや、日常生活に他人の介護を必要とすることは遺言の妨げになりません。

もっとも、身体的障害のため自書できない場合、自書を要件とする自筆証書による遺言は難しいと思われるかもしれませんが、このような場合でも、公正証書により遺言をすることは可能ですのでご安心下さい。

相談センターからのお知らせ！！

★ 成年後見制度施行 15周年記念事業 「地域で支えるあなたの生活」 ～成年後見制度のこれから

【日時・会場】
平成27年2月28日(土)
午後1時～5時
ホテルアソシア静岡 3階
「駿府の間」

【基調講演】
「成年後見制度の現状と課題」
講師・新井 誠(中央大教授)

【パネルディスカッション】
第1部
「認知症になっても安心して暮らせる地域」
第2部
「意思決定支援のあり方と成年後見の課題」

※ 入場無料/予約不要

★ 親子法律教室 ～紙芝居で学ぶ法教育

【日時・会場】
平成27年3月1日(日)
午前10時～12時
静岡県司法書士会 会館
静岡市駿河区稲川 1-1-1

【対象・募集人数】
小学校4年生から6年生と
その保護者
40名/20組程度(親子1組)

【内容】
紙芝居を見ることにより、問題の背景に着目し、法やきまりをどのように解釈し、対応していくのかを学びます。

※ 事前申込みが必要です

いずれも、お問合せは
県司法書士会まで！！
054-289-3700

Q

障害のある子を抱えています。私たち夫婦も高齢となり、私たちが死んだ後の子供の生活が心配です。

精神障害や知的障害のお子さんをお持ちで、お子さんの将来に不安がある場合、成年後見制度の利用(専門職成年後見人等の選任)を検討してみたいかがでしょうか。同様のケースで、成年後見制度を活用した事案をご紹介します。

相談者(A)は、重度の統合失調症を患う38歳男性(B)の母親。Bは16歳で発症した後、20年以上にわたり入院生活を続けています。Aの夫はすでに10年前に他界し、その後はAがひとりBの面倒をみてきました。ところが、Aは

最近になって癌の告知を受けました。Bには兄弟もいないため、Aは自分が死んだ後、Bの面倒を誰に委ねればよいのかと途方に暮れ、司法書士に相談したのです。

司法書士は、Aと司法書士とが共同でBの成年後見人に就く方法を提案しました。

これにより、AはBの成年後見人として日常生活のお世話をし、もう一人の成年後見人である司法書士がAと相談しながらBの財産管理業務を行うことにより、Aの精神的・身体的な負担を減らすことができます。

また、Aの亡くなった後は、司法書士が適切な施設と契約をすることにより、Aの意向を汲んだ形でBのお世話をすることもできます。

このように、成年後見制度を活用することにより、親御さんの負担を減らすことも、お子さんの将来の不安を取り除くこともできるのです。

社会福祉サービスはまだまだ不十分であり、障害を持つお子さんの親御さんは大変な負担を背負っていますが、成年後見制度は、このような負担の軽減という役割も期待されているのです。

相談センターニュースは、県司法書士会浜松支部に所属する司法書士が中心となって編集しています。浜松支部の会員が参加するメーリングリストには業務に関するいろいろな情報がアップされますが、最近では、韓国や台湾の方を被相続人とする相続登記手続きが立て続けに話題となりました。

現地の法律を調べたり、外国の戸籍を収集して翻訳したりと、何かと苦勞を伴う業務となります。

浜松といえば、ブラジル人も多い国際色豊かな町ですが、私たち司法書士の業務も、国際化への対応が求められる時代となってきたようです。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】 月曜日～金曜日 14時～17時
☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員を配備しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】 <静岡会場>静岡県司法書士会館 月曜日～金曜日 14時～17時
<浜松会場>浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時～17時
<三島会場>三島商工会議所 毎週火曜日 14時～17時
<下田会場>下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時～16時
<細江会場>浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時～16時
<天竜会場>浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時～16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

ご相談は無料です！

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変更 / 会社の登記手続きや株式の管理 / 成年後見の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 などに対応いたします！